

●市街化区域内の農地転用届出（権利の設定、移転を伴う転用）

議案番号	
------	--

<申請手続者記入欄>

申請日：令和 年 月 日

譲受人（転用者）	氏名：	譲渡人（所有者）	氏名：
申請手続者	住所： 氏名：	連絡先	電話：

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

（提出書類）

1 届出書（届出者の数に応じて部数を追加することが可能）	3 部
2 届出土地の位置図（住宅地図等に届出地を赤で表示）	1 部
下記に該当する場合は、それらに応じた書類の提出が必要となります。該当する事項が無いか、申請前にご確認ください。	
3 当事者以外が手続きを代行する場合、代理申請する場合には委任状	1 通
4 長岡市外の方が届出者の場合、住民票	1 通
5 届出者が法人の場合は、法人の現在全部事項証明書	1 通
6 競売、民事調停等により譲受人が単独で申請する場合は、当該競売、民事調停等を証する書面	1 通
7 賃借権その他使用収益権が設定されている場合	
(1) 賃借権設定農地は、農地法第 18 条の規定による合意解約通知書 ※ 譲受人が賃借人である場合には不要 ※ 特別な理由により解約をしない場合には、賃借人の同意書	3 通
(2) 使用貸借権設定農地の場合は、使用貸借権合意解約書 ※ 譲受人が借人である場合及び期間満了の場合は不要	3 通
(3) 農用地利用集積計画により利用権設定されている農地の場合は、長岡市農用地利用集積計画により定めた利用権の変更に係る協議書並びに通知書(合意解約書)	1 通
(4) 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画により賃借権設定されている農地の場合は農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書及び解約書	2 通
8 届出者が「経営移譲年金（農業者年金）」受給者で、経営移譲年金が支給停止になる場合は、支給停止同意書	1 通
9 届出地が「相続税又は贈与税の納税猶予の特例適用農地」の場合は、納税の確定同意書	1 通

（注意事項）

※ 譲渡人及び譲受人又は届出土地が「**農業者年金**」「**農用地利用集積計画による利用権**」「**相続税又は贈与税の納税猶予の特例適用農地**」に関係している場合は、農業者年金の受給額、各種補助金、納税猶予の特例の継続等に影響を及ぼす可能性があります。確認に時間がかかる場合もあるので、事前にご相談ください。

<受理通知書交付欄>

許可書受領者	受領日、署名	本人確認欄（職員記入）
当事者（譲渡人、譲受人） 委任者	令和 年 月 日	免許証、個人番号カード その他（ ）

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書

下記のとおりに転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定、移転したいので、農地法第5条第1項第6号の規定により届け出ます。

令和 年 月 日

譲受人 (氏名 (名称及び代表者氏名))

届出者

譲渡人（氏名（名称及び代表者氏名））

長岡市農業委員会 会長

様

農業委員会受付

令和 年 月 日

整理番号

記

1 当事者の氏名（名称）、住所、職業等

当事者の別	氏 名 (名 称)	年 齢	住 所
譲 受 人			
譲 渡 人			

2 土地の所在、地目、面積等

土 地 の 表 示		地 番	地 目		面 積 (㎡)	土 地 所 有 者		耕 作 者	
長 岡 市	登 記 簿		現 況	氏 名		住 所	氏 名	住 所	
町 ・ 字									
計		田 ㎡、畑		㎡、採草放牧地		㎡、計		㎡	

3 転 用 目 的		4 権利を設定、 移転しようとする 契約の内容	契約権利の種類	権利の設定・移転の別

長農委 第 号

上記の届出については、令和 年 月 日に届出書が到達し、その効力がその日に生じたので、農地法施行令第 10 条第 2 項の規定により受理したことを通知します。

令和 年 月 日

長岡市農業委員会 会長

5 転用計画	権利設定・移転の時期		権 利 の 存 続 期 間		そ の 他	
	転用の時期	工事着工時期	令和 年 月 日			
		工事完工時期	令和 年 月 日			
	転用の目的に係る事業または施設の概要			施 設 名	棟 数	面積 (建築面積等) m ²
6 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要						

添 付 書 類

- (1) 土地の位置を示す地図（市街化区域であることが確認できる図面（住宅地図等））
- (2) 土地の登記簿謄本（全部事項証明書）
- (3) 届出に係る農地又は採草放牧地が、賃貸借の目的となっている場合には、その賃貸借につき、法第18条による解約等があったことを証する書面
- (4) その他参考となるべき書類

記 載 注 意

- (1) 譲受人又は譲渡人が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地をそれぞれ記載する。
- (2) 譲受人若しくは譲渡人が2人以上である場合や届出に係る土地が多数の筆にわたる場合など、すべてを記載欄に記載できない場合は、届出者の欄は「譲受(渡)人 何某 外何名」と記載し、**1又は2の欄には「別紙記載のとおり」と記載して届出できるものとする。**
- (3) 「転用目的に係る事業又は施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、棟数、面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入する。

※ この届出書の受理通知書の到達後、すみやかに転用し地目変更登記等の手続を行ってください。